

令和3年9月6日開催

箕輪町農業委員会第7回総会

会 議 録

1 開催日時 令和3年9月6日(月) 午後3時00分から午後4時30分

2 開催場所 箕輪町役場 講堂、2階3階会議室 ZOOM併用

3 出席委員 22人

会長 鈴木 健二

会長代理 議席1番 春日 初

委員 2番 金澤 博

3番 倉田 孝子

4番 唐澤 金実

5番 唐澤 稔

6番 藤田 久一

7番 櫻井 克成

8番 井口 雅文

9番 藤森 英雄

10番 原 美鈴

11番 赤沼 好秋

12番 唐澤 健二

13番 小林 正俊

14番 鈴木 健二

15番 大槻 憲治

16番 関 幹子

17番 唐澤 俊秀

18番 小野健一朗

19番 小松 孝寿

20番 唐澤 由寛

21番 藤澤 昭二

22番 上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局次長 唐澤 智大

## 5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第8 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について
- 日程第9 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

局 長 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。  
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。

冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 今回はコロナウイルス対策のため県農業会議から借用したタブレットを用い、  
Z o o mを活用しての初めての会議です。  
うまくいかない部分もあるかもしれませんが、ご不明な部分は事務局に聞いていただければと思います。ご協力をお願いします。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願い  
いたします。

議 長 ただいまから第7回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は22人であります。  
箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は  
成立いたします。  
ここで、8月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局 第6回総会を8月6日木曜日

午前9時から審議案件現地確認を鈴木会長・春日会長代理・金澤農地部長・唐澤金実委員・倉田委員で行いました。

午前11時から役員会を役場202会議室、午後1時15分から農振除外意見聴取現地確認、農地パトロール目合わせ、午後2時30分から農振除外意見聴取協議会を産業支援センターみのわで、午後5時45分から総会を産業支援センターみのわで開催しました。

農地法第3条の案件6件、農地法第4条の案件1件、農地法第5条の案件9件については、総会后7日付けで許可書を交付しました。

農地パトロールを8月24日火曜日から8月31日火曜日の間行いました。

8月24日(火) 午前 北小河内・南小河内 鈴木会長、上田委員  
午後 松島 春日代理、唐澤健二委員、小野委員

8月25日(水) 午前 上古田・中原 唐澤稔委員、唐澤俊秀委員  
午後 長岡・三日町 金澤委員、藤澤委員

8月26日(木) 午前 沢・大出 唐澤金実委員、大槻委員、藤田委員

8月27日(金) 午前 下古田・八乙女 小林委員、関委員

8月30日(月) 午前 一の宮、富田、中曽根 櫻井委員、赤沼委員、唐澤由寛委員

8月31日(火) 午前 木下 倉田委員、藤森委員、原委員、小松委員  
午前 福与 井口委員

農地移動適正化あっせん会議を8月26日木曜日 午後1時30分から3時 役場301会議室において金澤農地部長出席で行いました。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

13番 小林 正俊 委員 15番 大槻 憲治 委員

の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。 売買による所有権移転の申請です。  
土地の表示は、中箕輪〇〇番 地目は「畑」面積〇〇㎡です。

農振地域内となります。売買価格は、坪〇〇円です。

譲受人は〇〇氏です。

農地基本台帳では〇〇アールの自作地の畑、〇〇アールの貸付地の田があります。もともと箕輪町〇〇の方ですが、現在は〇〇にあります。

なお〇〇日付で箕輪町へ転入をされました。

今後の計画書では、権利取得後の〇〇アールの農地でそばを栽培したいとの計画です。

譲渡人は〇〇氏です。

農地の下限面積等の要件は満たしていますが、農地法3条の許可ですので、権利取得後の農地で確かに耕作をしていただけるかが協議事項となります。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。

〇〇委員 現在、譲受人に管理が不十分な農地があり、今後、譲受人が申請のあった農地を適正に維持、管理することが困難であると想定されます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

〇〇委員 今後、譲受人が申請のあった農地を適正に維持、管理することが困難であると想定されるということであれば、許可は難しいのではないかと考えます。

議 長 質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。  
議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、画面へ見えるよう挙手をお願いします。

(賛成なし)

次に反対の農業委員は挙手をお願いします。

(農業委員13人全員反対)

議 長 全員反対です。  
よって、議案第1号は、不許可とすることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に

ついて を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。売買での所有権移転による資材置場としての申請です。  
位置図は、8～10ページになります。

土地の所在は、東箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」 面積〇〇㎡です。

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は有限会社〇〇です。建設業の法人となります。

譲渡人は〇〇氏です。

譲受人は土木工事や建設工事の設計施工、建物等の解体工事の請負、産業廃棄物に係る業務を行っています。

既存の資材置き場が狭いため、規模拡大に伴い新しい資材置き場が必要となりました。

事務所から近く、広さが十分ある当該土地を利用したいとのことです。

農地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未満の農地で、第2種農地に該当します。長年の遊休地であり、農地としての活用が難しい土地です。

2件目の案件です。売買での所有権移転による駐車場としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番1～3 3筆。

地目は「田」 合計面積〇〇㎡です。売買金額は、坪〇〇円です。

本件は昭和56年6月に工場用地として〇〇～5条許可が出されておりましたが、その後登記の変更や事業が進まずにありました。

ここで〇〇と〇〇から変更申請が出され、審議を行うものです。

譲受人は有限会社〇〇。譲渡人は〇〇氏です。

譲受人は、工場内の駐車場が手狭になっており、従業員駐車場の確保が必要となっています。

工場の東側の当該土地を駐車場として使用するため、当該申請を行うものです。

農地区分は、用途地域内で、第3種農地に該当します。

変更申請の手続きとしては問題ありません。

3件目の案件です。使用貸借での住宅用地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「田」 合計面積〇〇㎡です。

現在、ブドウ畑として使用しています。

譲受人は〇〇氏です。

譲渡人は〇〇氏で譲受人の父となります。

この度、譲受人は住宅を新築して新しく生活を始めるため本申請をするものです。農地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未満の農地で、第2種農地に該当します。

4件目の案件です。

売買での所有権移転による小屋・駐車場用地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「田」面積〇〇㎡です。

売買金額は、坪〇〇円です。

本件は昭和60年5月に住宅用地として〇〇氏へ5条許可が出されておりましたが、その後〇〇氏の経済及び生活状況の状態から登記の変更や住宅建築が進まずにおりました。

ここで〇〇氏と〇〇氏から変更申請が出され、審議を行うものです。

譲受人は 駒ヶ根市の〇〇氏です。

譲渡人は 諏訪市の〇〇氏です。

譲受人は、夫婦にて自分たちで組み立てる小屋を作りたいと考えており、景観及び生活環境が希望に合致したためこの場所を希望しています。

農地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未満の農地で、第2種農地に該当します。

5件目の案件です。使用貸借での自動車修理工場としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「田」面積〇〇㎡です。

本件は今年4月の総会で5条許可の決議をいただいております。

4月総会時は申請者が〇〇氏個人でしたが、個人ではなく法人である「〇〇」に変更したい、また4月総会時は〇〇氏からの贈与による所有権移転でしたが、使用貸借へ変更したい、との希望があり、ここで変更申請が出されたものです。

他の内容は4月総会で説明させていただいた内容と一緒にありますが、概要を説明させていただきます。

事業計画者は福祉車両を取り扱う自動車修理工場を運営していますが、ユーザーの拡大に伴い車両の展示場所が必要となったため、土地を探していました。

土地所有者は、事業計画者の妻の母親であり、使用貸借ということで計画に賛同したものです。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。

1番案件は、私鈴木です。事務局の説明のとおりです。

2番案件、春日委員。

春日委員 春日です。申請者から説明を受けました。問題ないと思われま

議長 3番案件、小松委員。

小松委員 小松です。事務局の説明のとおりです。問題ないと思われま

議長 4番案件、唐澤俊秀委員。

唐澤俊秀委員 唐澤です。事務局の説明のとおりです。ご審議お願いいたしま

議長 5番案件は4月に議決をした内容と場所や転用内容は変更ありません。  
軽微な変更のため、委員からの説明は省略します。

ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。

ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙  
手願います。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は、画面へ見えるよう  
挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集  
積計画(農地中間管理事業分)について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理  
事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社(中間管理機構)が間に入る形での利用権の設定を  
行った農地の状況となります。28ページは、総括表となります。

田 2, 643㎡ 畑 7, 641㎡ 果樹 2, 784㎡  
合計 13, 068㎡。

29ページは、借り手の状況となります。

30ページから31ページは、貸し手の状況となります。

始期は令和3年9月8日、終期 令和13年12月31日です。

それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第3号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見)

質疑を終結いたします。 議案第3号を採決いたします。

議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は、画面へ見えるよう挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について明いたします。

34ページは、総括表となります。

田 4, 247㎡。

35ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。

議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は、画面へ見えるよう

挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。  
38ページをお開きください。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。5件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいいたします。

議 長

報告第1号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長

発言のある方はいないでしょうか。

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

40ページをお開きください。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。

全部で8件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいいたします。

議 長

報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長

発言のある方はいないでしょうか。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議 長 続きまして、日程第8 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明をいたします。

1件目の案件です。農業用倉庫に伴う届出です。  
2アール未満の農業用施設等を農地に建てる際は、農業委員会への届出でよいこととなっています。  
位置図は47ページ～になります。  
土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」  
面積〇〇㎡のうち〇〇㎡になります。  
農業用倉庫1棟を建てる届出です。申請人は、〇〇氏です。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 報告第3号について、事務局より説明がありました。  
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言のある方はいないでしょうか。  
発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

議 長 続きまして、日程第9 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。  
7ページ～のとおりとなっております。  
公社から〇〇氏への案件2筆です。  
報告第4号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 報告第4号について、事務局より説明がありました。  
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。  
なお、当事者の委員については発言をお控えください。

議 長

発言のある方はいないでしょうか。

発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件  
がございましたら、お出しいただきたいと思います。

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

13 番

---

15 番

---